

Title	『文明論之概略』研究(下)
Sub Title	A study of "An outline of a theory of civilization"
Author	佐志, 伝(Sashi, Tsutae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.4 (1976. 7) ,p.1(267)- 22(288)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『文明論之概略』研究（下）

佐
志
伝

- 一 序言
 - 二 著述の動機および目的
 - 三 要旨
 - 四 まとめ
 - 五 歴史観について（以下「下」）
 - 六 日本史の記述
 - 七 結語
-
- 緒言——第七章（以上「上」）
- 第八章——第十章（以下「中」）

五 歴史観について

『文明論之概略』という書名は、もと単に「文明論」と福沢自身よんでいたことである。これは中井信彦・戸沢行夫両氏の研究によって判明した、新らしい事実である。⁽²⁷⁾ たしかに本書の内容は、文明の定義にはじまり国民全体の智徳、なかんずく智恵の進歩向上により文明の質を向上せしめ、さしあたっての目標を西洋文明と思いを定めて、日本の独立に邁進せよというのがその主調であろう。しかしその論旨の理解を明確かつ容易ならしめるために、日本は言うにおよばず

中国や欧米の歴史事象を、数多く引用していることもよく知られている。日本歴史に限つて言えば、優に五十箇所をこえる引用がみられる。このように好んで歴史を引用する理由として福沢は

元来理論中に史文を用れば、其文章長くして或は読者をして厭はしむるの恐なきに非ざれども、史に拠て事を説くは、小児に苦薬を与ふるに砂糖を和して其口を悦ばしむるが如し。蓋し初学の人の精神には無形の理論を解すること甚だ易からず、故に史論に交へて其理を示すときは、自から了解を速にするの便利あればなり。（五九）

と言つて、周到な配慮のほどを示している。このような理由と目的で引用された歴史事象のなかで、日本の場合はいかなる事実を、どのように取りあげているのであろうか、また、その扱い方に福沢独自の見解がうかがえるのではないか、そのような素朴な疑問が実は本稿執筆の動機である。

ところでその前に、福沢が歴史に対するどのような考え方をもつていたかという基本的な態度についてふれておきたい。

福沢の歴史への関心とか志向性について小沢栄一氏は、福沢の自伝に見られる左伝通読十一遍という中津時代の漢学修業をふまえた上で、「福沢は少青年時代には『歴史』には比較的冷淡であつたし、特に勉強した形跡もなく、伝記によつてもそのような時間がなかつたし、従つて『歴史』の知識もあまり持合せていなかつた」と述べておられるが、自伝を虚心に読みれば左伝通読十一遍の箇所に、白石常人の講義以外に福沢が自発的に読んだ書籍として、史記・前後漢書・晉書・五代史・元明史略等中国史の基本的文献が書きつらねてあるから、これらの読書傾向をもつて單に興味本位の読書であつて、福沢は歴史に対して冷淡であつたと判断するのは、いささか速断のきらいがあると言わざるをえない。小沢氏自身、福沢の著述のなかで『西洋事情』から『文明論之概略』にいたる文献中歴史の項目を抽出して編年的に解説を加えておられるから、右の断定には首肯できないのである。たとえば『西洋事情』で各国の説明をする場合、福沢はまず「史記」の項目をかかげ、続いて「政治」「海陸軍」「錢貨出納」の各項目に説明が及んでいることを見逃してはならないであろうし、

また慶應義塾の教育課程のいづれかの段階でからず歴史が加えられている事実を見ても、福沢が歴史に対してみなみならぬ関心を示していると言わざるえないものである。ただし歴史というものの意味については、書かれた目的が教養的、啓蒙的意図をもつていたため、小沢氏の指摘されるような英雄豪傑治乱興廢の歴史にとどまっていることも確かである。従つて福沢の特色ある歴史観が展開されるのは、かれがギゾーやバッカルの文明史に接した以後、すなわち『文明論之概略』以後においてのことである。

『文明論之概略』に見られる福沢の歴史観についてはすでに本稿（上）においてふれたように、いくつかのすぐれた見解が発表されており、特に小泉信三は福沢の「理と数」「証拠」を重んずる実証的な態度を、マルクスの思想との比較で述べており、⁽²⁹⁾神山四郎氏はその考えをさらに発展せしめて、マルクスよりもプレハーノフの『歴史における個人の役割』の歴史哲学に近いとの新説を発表しておられる。⁽³⁰⁾ところで福沢の歴史観の特色を適確にとらえてまとめておられるのは松本芳夫氏であって、同氏によると（一）精神的文明の重視、（二）個体よりも総体を、個人よりも社会を重視し、従つて英雄豪傑よりも時勢を重んじた、（三）文明の発展的見解、（四）国家的觀念の熾烈の四点が福沢の特色であると言う。⁽³¹⁾この指摘された四点を帰納的に表現すれば、国民總体の知識を向上発展せしめ、日本の眞の独立を維持するため限りなき文明の発展にめざす、という先ほどの主旨に帰一すると言えるであろう。

六 日本史の記述

本書に引用される日本史関係の記事は、政治的事件にしろ、人名・年代にしろ、いづれも常識的な事項がとりあげられており、読者に著者の知識の豊富さを誇るような衒学的態度はとられていらない、ということをまず最初に指摘したい。ることは、福沢が歴史に対する専門的な知識を持ち合わせていないことを指摘するよりもむしろ、新しい理論を展

開するに当つて、当時の知識人の持つてゐるであろう周知の歴史事実を例に引くことによつて、儒学者流の故老をも味方に引きいれようとの周到な配慮とみるべきであろう。また扱かわれた年代も、ほとんどが十二世紀後半以後の封建体制の時代に限られていることも、明治七、八年の執筆という時点を考えれば、当然のことと言えよう。

試みに本書中歴史的用語あるいは時代区分として使用されている語句の頻度を調べてみると、もつとも多い語句は「廢藩置県」であつて八回使用されており、それに類する「廢藩の一挙」「廢藩」を加えると十回におよぶ。次いで多いのは「王制^(マサニ)一新」で、これは五回記され、またこれに類する語句として「王制復古」「政府を一新して」「維新の一挙」「一新の業」「慶應の末年に革命の業を成し」「革命復古」がそれぞれ一回ずつで合計同じく十一回使われている。あとは「承久の乱」とか「応仁以後の乱世」という語句が使われている程度で、今日言うテクニカルタームはほとんど使われていなかつ。

次いで時代区分をみると、一番多いのはやはり徳川時代に当る語句で、例えば「徳川の時代」「徳川の末世」「徳川の治世二百五十年の間」等々を合計すると十六回使用され、続いて足利時代に当る語句が十回、鎌倉時代の北条氏執権以後の時代に当る語句が五回使用されている。以上の歴史用語と時代区分で気付くことは、用語では「明治維新」という熟字は一回も使用していないこと、および「革命」という語句を二回（七三ページ）使つていること。時代区分では武家政権の所在地である鎌倉・室町・江戸という言葉は決して使用していないこと等である。福沢がこれらの語句を使用しない理由について、現在まとめた考證がないので、指摘するだけにとどめておく。

人名の使用例は六十名ぐらいにおよぶが、そのうちで使用頻度の高いもの（三回以上）をまとめると表①のごとくなる。（ただし、個人名のみでなく一族・一家を指すものや、官職や地位をあらわす用語であつても、特定の人物を指すと思われるものを含めるが、時代区分として使われた場合はこれを除いた。）

表(1) 人名頻度表

人名	回数	人名	回数	
足利	9	30	北条	9
尊氏	6		北条氏	5
足利氏	2		北条泰時	2
足利尊氏	2		貞時	2
義昭	2		北条家、泰時、時頼	
持氏	2		北条貞時、北条高時	各1
足利家、足利の家、足利輩			高時	
義輝、義久、足利義政	各1		正成	12
義政			楠氏	7
藤吉	9		楠木正成	1
太閤	4		源氏	6
豊臣	3		頼朝	4
羽柴	3		後醍醐天皇	7
豊太閤	3		天皇	2
木下藤吉	2		信長	4
羽柴秀吉	2		織田、織田氏、織田信長	各1
豊臣氏、豊臣太閤	各1		山陽外史	3
秀頼			山陽	2
徳川	11		外史	1
徳川氏	5		藤原氏	3
家康	4		冬嗣、西三条入道	各1
徳川家康	2		白石	2
徳川家	2		新井氏	1
徳川一家	1		北条足利	4
			織田豊臣徳川	1
			織田豊臣	1

この表(1)で気付くことは、氏族名をあげる場合は単に足利、徳川、北条と書き、個人名をあげる場合は名のみを單に尊氏、藤吉、家康、正成とすることが多いということと、氏族でまとめてみると、足利氏、豊臣氏、徳川氏、北条氏、楠木氏、源氏の順で頻出しており、さきの歴史的用語や時代区分との関連で当然使用例が多いと思われる徳川氏が、第三位になっていることである。また氏族名でも前後の関係で特定の個人を指していると思われるものを加えて個人名の頻度を調べてみると、豊臣秀吉二十七、楠木正成二十、足利尊氏・後醍醐天皇・徳川家康がいずれも九、織田信長七、頼山陽六、源頼朝四、新井白石三という順序になる。個人名で豊臣氏・楠木氏・織田氏がそれぞれ秀吉・正成・信長のみを示すのは当然と言えるが、徳川氏では家康ただ一人に限られており、多くの氏名がしるされているのは足利氏の尊氏以下六名と、北条氏の泰時以下四名とである。

以上の諸点を総合し、さらに今まで数値としては示されていなかつた使用頻度の低い事例をも加えて一覧表にしてみると、表(2)のようになる（これも表(1)と同様に延回数をあらわす。）

表(2) 年代別頻度表

年 代	時代区分	人 名	合 計
前期	3	5	5
中期	4	11	15
後期	0	5	5
代	0	12	12
代	5	36	41
代	1	52	53
代	4	8	12
代	6	40	46
代	13	35	48
期	27	0	27

表(2)によつて福沢がもつとも頻繁に引用した日本史の年代と人名は南北朝時代であることがわかり、次いで江戸初期・中期、続いてほぼ同数の戦国末期から織豊政権期にかけてであり、すこし減つて北条氏の執権時代ということになる。以下は幕末維新期を除けば頻度が一段と落ちてくる。ただ幕末維新期は個人名が皆無であり、これは思うに本書の執筆が明治七、八年という時点でいわば同時代史にあたるので、生存者も多いことをはばかりて、特に個人名をしさなかつたものと考えられ、この幕末維新は本来ならば第一グループにはいっ

て然るべきものであろう。以上の数量的操作によって『文明論之概略』のとりあげている日本史上の論点が明確になつてきたのであるが、このことはすでに述べたように、儒学者流の故老なら誰でも知っている周知の事実だけをとりあげて、同じ条件の下で、同一の土俵の上で相撲をとつて相手を説得しようという、深い福沢の配慮と見るべきであろう。さらに憶測すれば、日本史における福沢の興味のありようがおのずと現われているのではないかと思う。

ところで、右のような日本歴史の常識的な知識を福沢は何によつて得たかという点も重要な問題であろうと思う。中津時代に読破した史書はすべて中国の歴史であり、頼山陽などを全く無視する白石塾の風習では、『日本外史』に接したかどうかすら疑わしくなる。しかし著者名もしくは書名をあげて、その説を引用紹介しているものは本書中十箇所をかぞえ、そのなかで多いのは、さきの表(1)にもみられるように頼山陽の『日本外史』(一箇所)と新井白石の『読史余論』(三箇所)である。その他『太平記』も一回あらわれるが、『徳川の律書』(一八〇ページ)として『徳川禁令考』と思われる文言の引用があり、書名だけあげられているには中井竹山の『逸史』がある。ところがこのような教養的な史書ではなく、かなり専門的な史料が二箇所引用されている。それは『釈家官班記』(一五〇)と『田制沿革考』(一七四)である。

『釈家官班記』は伏見天皇の皇子尊円入道親王(一二九八—一三五六)が、後光厳天皇の勅命を奉じて文和四年(一三五五)に著わした南北朝時代の寺院機構の記録書であり、『群書類從』第二十四輯釈家部に載せられている。『田制沿革考』は上古以来の田制を中国のそれと比較対照して詳細に論述したもので、著者は星野常富(字は伯有、葛山と号す、文化九年〔一八二一〕四十歳で没す)と言い高遠藩の儒者であった。滝本誠一編『日本經濟叢書』第十七卷および同『日本經濟大典』第二十六巻に收められている。この二書は今日でも著名の史料とは考えられず『日本外史』の知名度とは無論比較にならない。本稿(上)に引用した明治八年四月二十四付島津復生宛の福沢の書翰に、「実は私義洋書並に和漢の書を読むこと甚狭くして色々さし支多く、中途にて著述を廃し暫く原書を読み、又筆を執り又書を読み」(一七一八〇)

とある「和漢の書」にあたるのが、この二書のようなものであろう。

さて、いよいよ『文明論之概略』に見られる日本歴史の個々の記述を検討して、福沢独自の文明史的視点に立った特色ある史論をさぐって行くつもりであるが、本書の全編五十箇所以上にわたって日本史の記述が散在しており、そのひとつひとつを取りあげて個別に検討することは到底不可能であり、またそのような該博な知識を必要とする研究は本稿（上）で紹介した伊藤正雄氏の労作『評注文明論之概略』によつてすでに公のものとなつてるので、本稿ではさきの表（2）にみられる特定の年代に問題点をしづかって述べてみようと思う。

建武中興論

第四章「一国人民の智徳を論ず」において福沢はバッカルの理論を敷衍して、歴史を動かす動因は英雄豪傑のような個人の力によるのではなく、むしろその背景となる国民全体に及ぶ智徳の氣風すなわち時勢にあるのだとする説の例として、この建武中興論を展開する。

史に云く、後醍醐天皇北条氏を滅し、首として足利尊氏の功を賞して諸将の上に置き、新田義貞をして之に亜がしめ、楠正成以下勤王の功臣は之を捨てゝ顧みず、遂に尊氏をして野心を逞ふせしめ、再び王室の衰微を致せりとて、今日に至るまでも世の学者、歴史を読んで此一段に至れば切歎扼腕、尊氏の兇悪を憤て天皇の不明を歎ぜざる者なし。蓋し時勢を知らざる者の論なり。（六三）

ここで「史に云く」として時勢を知らない歴史家の論を否定しているが、その歴史家とは言うまでもなく北畠親房、新井白石そして頼山陽であろう。親房は『神皇正統記』卷之六において

抑、彼高氏御方ニマイリシ、其功ハ誠ニシカルベシ。スドロニ寵幸アリテ、抽賞セラレシカバ、ヒトヘニ頼朝卿天下ヲシヅメシマヽノ心ザシニノミナリニケルニヤ。（中略）高氏等ハ頼朝実朝ガ時ニ親族ナドトテ優恕スルコトモナ

シ。タゞ家人ノ列ナリキ。（中略）タトヒ頼朝ガ後胤ナリトモ、今サラ登用スベシトモオボエズ。イハムヤ、ヒサシキ家人ナリ。サシタル大功モナクテ、カクヤハ抽賞セラルベキト、アヤシミ申輩モアリケリトゾ。

と言つて、尊氏は源氏の一統とは言えその祖先は将軍家の御家人であるから、大功もなく高い恩賞にあずかるとの不満を述べている。

新井白石は『読史余論』卷之二「後醍醐帝中興御政務ノ事」において

功臣ニ於テハ正成ヲ以テ第一トスベシ（中略）尊氏ノ功称スベキ所ナキニヤ（中略）然ルニ此人ヲ賞セラル、ニ第一ノ功ヲ以テセラレシ事心得ヌ事也。⁽³³⁾

と記して親房と同様の趣旨を述べており、さらに頼山陽は言葉を尽して正成の功績をたたえ、たとえば『日本外史』卷之五「新田氏前記、楠氏」において「其勤王之功。余以ニ楠氏ニ為⁽³⁴⁾第一」と称している。このような大義名分論に基づく慷慨論は、本書第四章に述べるように事の近因について触れたにすぎず、建武中興失敗の原因は、論功行賞のあやまちや尊氏らの謀反にあるのではなく、多年にわたる皇室の不明不徳による民心の離反と武家政権への期待とによるものと説いている。

独り後醍醐天皇の不明に由るに非ず。保元平治以来歴代の天皇を見るに、其不明不徳は枚挙に遑あらず。（中略）政権の王室を去るは他より之を奪ふたるに非ず、積年の勢に由て王室自から其権柄を捨て他をして之を拾はしめたるなり。是即ち天下の人心、武家あるを知て王室あるを知らず、関東あるを知て京師あるを知らざる所以なり。（中略）正成の死は後醍醐天皇の不明に因るに非ず、時の勢に因るものなり。正成は尊氏と戦て死したるに非ず、時勢に敵して敗したるものなり。（六四一五）

右の引用文は福沢の歴史観（特に時勢論）を端的にあらわしたものとして有名な文章であるが、そこにみられる皇室観

をふたたび強調して時勢との関連を述べたのは、かれの明治維新觀である。

明治維新論

第五章「前論の続」において、国内衆人の議論である衆論は、単に国民多数の意見というのではなく、たとい少数の意見であつても、智徳の分量が多数者よりも多く分布している識者の意見が衆論となる、との説明にこの明治維新論を展開している。すなわち

前年政府を一新して次で廢藩置県の挙あり、華士族はこれがために権力も利禄も共に失たれども、敢て不平を唱ること能はざるは何ぞや。人或は云く、^(マ)王制一新は王室の威光に由り、廢藩置県は執政の英断に由て成りしものなりと。是れ時勢を知らざる者の臆斷なり。(七〇)

と言い切っている。すなわち真に王室に威光があるならば王政復古の大号令はかならずしも慶應の末年まで待つ必要はない。しかし慶應の末年に王政復古、そして明治初年に廢藩置県の大業がなされたのは、王室の威光によるものでもなければ政府高官の英断でもない。それは嘉永年中ペリー渡来以後、「世の專制門閥に妨げられて己が才力を伸ばすこと能はざるよりして心に憤を釀したる」(七一) 人民の智力が、暴政の力に優ってきたから成功したのである。そのような氣風、時勢が遠因であつて、にわかに起つた尊王攘夷論は事の近因にすぎないと言つて、

王制復古は王室の威力に拠るに非ず、王室は恰も国内の智力に名を貸したる者なり。廢藩置県は執政の英断に非ず、執政は恰も国内の智力に役せられて其働くを実に施したる者なり。(七四)

と結論づけている。このような維新史觀は福沢の胸中に、西洋の歴史との比較対照がおのずとなされているものと見え、本書脱稿直後に書かれた「國權可分の説」(『民間雑誌』第十二編明治八年六月刊)には、大政奉還の事実をイギリスのマグナカルタ(一二一五年)と比較した文章がある。

慶応の末年に、天下有志の輩が幕府に迫て大政返上の挙に及びたるは、其事情正しく彼の英國の「マグナカルタ」の一挙に異ならず。此事を丸出しにして、正味の有様を云へば、日本の人民、政府に向て云く、君の專制には余輩堪る能はず。宜しく速に其政権を余輩に附与す可し。若し然らざるときは余輩には尊王攘夷を名として集めたる兵力あり。敢て兵力を以て之に向はん。但し君より直に余輩に政権を渡すとありては、余輩も聊か氣力に乏しくして之を公にすること能はず。君も亦数百年の特權を頓に放却せんには忍びざる所あらん。依て爰に王室を持出し、之を名として政権を授受せば、双方共に都合宜しかる可しとの談判にて、遂に人民の註文通りに其権を落手したことなり。(一九一五二九)

また『文明論之概略』第八章「西洋文明の由来」の末尾ではフランス革命前夜の状況を説明して
王室の政治は不流停滞の際に腐敗を致し、人民の智力は進歩快活のために生氣を増し、王室と人民との間に必ず激動なかる可らざるの勢と云ふ可し。即ち千七百年代の末に仏蘭西の大騒乱は、此激動の事実に見はれたるものなり。(一四三)

と言つており、維新前夜の状況をこのフランス革命期の世情と比較していることは、容易にくみとれるであろう。

ところが、明治維新という政治的・社会的大変革を、福沢が実際に「国内の智力」によって断行された一種の革命とみるとならば、当時におけるかれの行動は言行一致していないと言わざるを得ないであろう。慶応三年以降の行動を年譜の上でたどつてみると、三年六月二十七日再度の渡米から帰国した福沢は、旅行中不届の言動があつたとの理由で翌七月十四日から十月二十六日まで謹慎を命ぜられている。しかしその間かれは旅行の経験に基づき『西洋旅案内』を執筆刊行(十月)し十一月には小冊子ながら『條約十一国記』をも出版するという状態で十月十四日の大政奉還、さらに十二月九日の王政復古の大号令、同夜の小御所会議の決定による徳川慶喜の辞官納地と、事態は急転回している真最中に、もっぱら著述に

はげみ十月二十七日幕府に出勤してからは、六月に帰国後差押えられていた荷物の引渡しの催促に奔走しており、江戸市中が大混乱となつた十二月二十五日の薩摩藩邸焼き打ちの当日、新銭座の屋敷を三百五十五両で買取つてはいる。慶應四年（明治元年）正月慶喜が江戸城に帰つてからは、「私は時勢を見る必要がある、城中の外國方に翻訳などの用はないけれども、見物半分に毎日のやうに城中に出て居ました」（『福翁自伝』七一一五二）というように文字通り高見の見物をきめこみ、夜中差紙で御使番任命の内命は病氣を理由に断わるのは当然として、六月新政府からの出仕の内命も同じ理由で辞退している。

この事実は福沢が、幕府はもとより薩長の討幕軍も攘夷論者の集まりと見ていたことを表わしており、さきに引用した明治八年の『民間雑誌』の記事にも

余輩も八年前は、維新の騒乱を見て、今日の世態を前知すること能はざりし者なり。余輩のみならず、當時日本國中に於て、斯る先見を抱く者は一人もなかりしことならん。（一九一五二九）

と言つて、自分の不明を述懐反省しているが、時勢を見なければならぬとの自覚の上に立つ福沢としては、江戸城中の混乱を冷視するのみでなく、東征軍の主体である薩長の開国討幕の真意を見通すことはできなかつたのであらうか。さらには、その後の維新政府の開化政策に不満はあるにしても、維新的大業を衆論の発達に遠因するとの見通しを福沢が持つていたとすれば、その維新政府への出仕をかれが、にべもなく断わる理由は全く見出せないと思う。まして自分の年来の主張が維新政府によつて、逐次実行されていく過程を見ればなおさらであらう。衆論というものは、重ねて言えば、「皆中人以上智者の論説にて、他の愚民は唯其説に雷同し其範囲に籠絡」（七〇）せられているものであるから、王政復古のようないくつかの治亂興廢の際には「其事を行ふ者は、自から之を行ふて自から之を知らず、成功の後に至て之に驚く」（一九一五二八）ことが多いのであるが、しかしその基本精神は「政府の專制を倒して自由に赴かんとせしもの」（一九一五二

八) であつたする。そうすれば、維新政府を攘夷一邊倒と見ていた福沢自身は、「中人以上の智者」ではなくて、「他の愚民」の立場に立つことになりはしないか。明治維新を単に一般民衆の氣風とか、智者に分布する知識の量のみで理解しようとすると、どうしても大きい矛盾にぶつかるようと思えてならない。

福沢の歴史観で一番大きい欠点は、歴史の下部構造に全く触れていないというところにあり、特に維新史観においてはその傾向が顕著であり、維新の主体勢力を単に革新的武士にのみ置くような立場であつて、それと同盟した豪農階層や郷士中農層への関心とか、幕末にもつとも多くを数えた百姓一揆や打ちこわしさらには「ええじゃないか」運動等に対するかれの印象は、今日記録にのこされていない。今日の歴史学においても社会経済史的な観点が重視されてきたのは、そう古いことではないので、福沢にそれを要求するのは無理なことではあるが、現にその時代を生き抜いてきたという生活の実体の中から、衆論の様相を描写して欲しかつたものである。

武家政治論

七百年にわたつた武家政治は、福沢にとつてもつとも身近かな主題であり、それがためにまた多くの言葉をついやして評論を試みている。まず日本の歴史において武家政権の成立する以前は「我日本にても古は神政府の旨を以て一世を支配し、人民の心单一にして、至尊の位は至強の力に合するものとして之を信じて疑は」(二一五)ない状態であったが、「然るに中古武家の代に至り漸く交際の仕組を破て、至尊必ずしも至強ならず、至強必ずしも至尊ならざるの勢と為り、民心に感ずる所にて至尊の考と至強の考とは自から別にして、恰も胸中に二物を容れて其運動を許したるが如」(二一五)き状態になつたという。この考え方は古代においては一元專制的な支配(神權政治)が行なわれたが、中世武家政権成立以後は、朝廷と幕府という二元的支配が行なれていたとの解釈と思われるが、古代の天皇が至尊至強であるか否かは今日異論のあるところで、蘇我氏専横下の崇峻天皇や、摂関政治全盛期の藤原氏を外戚にもつ諸天皇の地位を考えると、すくな

くとも至強とは考えられず、ある場合には至尊とも言えないであろう。

また日本は古くから治者と被治者に分かれ、権力の偏重偏軽がはなはだしいとは第九章「日本文明の由来」を流れる主題であるが、源平二氏の争乱以後政権は源氏に帰したとはいえ、これは治者間における政権の交代であつて、治者と被治者の関係には変化はなく、「人民の目を以て見れば、王室も武家も区別ある可らず。武人の世界に治乱興敗あるは、人民のためには恰も天氣時候の変化あるに異ならず。唯黙して其成行を見るのみ」（一五一）であり、ゆえに「戦争は武士と武士との戦にして、人民と人民との戦に非ず。家と家との争にして、国と国との争に非ず。両家の武士、兵端を開くときは、人民之を傍観して、敵にても味方にても唯強きものを恐るゝのみ」（一五三一四）ということになる。従つて、「我國の人民は数百年の間、天子あるを知らず、唯これを口碑に伝ふるのみ。維新の一挙以て政治の体裁は数百年の古に復したりと称すと雖ども、王室と人民との間に至密の交情あるに非ず」（一八七）という結果をまねくのは当然であると言う。

ここで先に述べた明治維新觀と論旨が連結するのであるが、至尊至強という視点から天皇の地位をふりかえつてみると、のちに述べるように、征夷大將軍の官職は天皇によつて任命されるものとはいえ、人民にとつてその存在する忘れさせられる天皇を、あくまで至尊として評価するのは、いささか無理であろうし、現に維新後天下の政権は王室に帰したので、日本国民が王室を尊崇するのは「固より当務の職分」（一八八）であると言つてゐるところをみると、少なくとも徳川時代における王室は、至尊の存在とは見られていない。しかし鎌倉幕府以来の七百年間は決して野蛮暗黒の時代ではなく、今日の文明の起源の七、八割はこの期間に成育したものであると論じている。

さて、具体的に武家政権の内容の評価について述べると、まず北条氏の執権政治については、日本の武士は元來独立の氣性がなく北条氏はその好例としてあげられ、「北条に至ては直に最上の官位をも求めずして、名目のために將軍を置き、身は五位を以て天下の権柄を握りたるは、啻に王室を器械に用ゐのみならず、兼て將軍をも利用した」（一六四）もので

あり、「眞に賤しむ可く悪む可きの元素を含有するものと云はざるを得ず」（一六五）と酷評しているが、一方經濟の面では「歴代の内にて賢明のある北条泰時以下時頼貞時等の諸君は、其自から奉ずること必ず質素儉約なりしことならん」（一七七）とつてこれを称賛している。北条氏に対する評価は後に大いに改められ、『福翁百話』九十六「史論」においては頼山陽の北条氏は源氏の國を奪つたとの主張に対し、「北条七代は割合に明君多くして其治安は足利の比に非ず、（中略）殊に彼の泰時の如き所謂智勇兼備一世の人傑なりしは争ふ可らず。其天下を經營して治安を維持したるの功は後世の許す所」（六一三七一）と泰時を絶賛している。このような前後相反するような論評を加えたものは、次の徳川幕府論においてもしばしばみられる。

徳川幕府の性格を第九章「日本文明の由来」において「專制偏重の政府」（一七一）と規定し、「凡そ偏重の政治は古來徳川家より巧にして美なるものはなし」（一六八一九）、あるいは「偏重の政治に於ては實に最上最美の手本と為す可きものにして、徳川一家の為を謀れば巧を尽し妙を得たるものと云ふ可し」（一六九）とつて、この結果

日本国の人は、尋常の人類に備はる可き一種の運動力を欠て停滞不流の極に沈みたるものと云ふ可し。是即ち徳川の治世二百五十年の間、此国に大業を企る者稀なりし由縁なり。（一七一）

とつて、沈滯した氣風を形成した最大の原因とみなしている。しかし、第一章で述べているように、議論の本位のたてかたによつて、徳川幕府に対する評価も變つてくる。たとえば徳川家康は秀吉の遺託にそむいて秀頼を輔助せず、また石田三成を故意に除かずかえつて豊臣方を倒すきっかけにしたというようなやりかたは、「奸計の甚しきもの」であり「殘忍刻薄偽詐反覆惡む可きもの」であるが、一方「徳川家康は乱世の後を承け櫛風浴雨、艱難を憚らざして遂に三百年の太平を開き、天下を泰山の安に置たりとて、今日に至るまでも其功業の美なるを称せざる者なし」（いざれも一一一）と称賛している。維新後わずか八年という時点で、家康の功業をたたえ、これを称賛しない者はいないと言つるのは、か

なり勇氣のいることではなかろうか。この考え方は自由民権運動が過激な動きを見せてくる明治十五年七月、ふたたび『時事新報』社説「時勢問答」で述べられており、徳川幕府の機構が権力均衡していたことを詳説している。たとえば「天下の政権、幕府に帰して、帝室には一毫の権力なしと雖ども、將軍は帝室の臣下にして至尊の位は帝室に在り。至尊にして至強ならず、至強にして至尊ならず。尊位と強力と相平均して相償ふもの」（八一一八九）と述べて公卿と諸侯との関係や、幕府内部のバランス・オブ・パワーについて説明して「幕政圧制なりと雖も其政機転じ得て妙なりと云ふ可し」（八一一九一）と説明し、さらに、明治二十三年第一回帝国議会が開会されると、十二月に『時事新報』社説に「国会の前途」を発表して立憲政治の解説をほどこしているが、維新後わずか二十三年で国会の開設を見るにいたつたのは、その遠因は徳川の治世にあると言う。

人口三千万の一国を治めて二百五十年の久しき國中寸鉄を動かさず、上下おのく其処に安んじて同時に人文を進歩せしめたるものは、世界中唯我徳川の治世のみ。實に絶倫無比の偉業にして、其治安の大策、果して徳川家康の方寸になりしものとすれば、公は啻に日本國の一人にあらず、世界古今絶倫無比の英雄として、共に功名を争ふ者なる可し。（六一四〇）

またさらに、武士の質実剛健の氣風などは徳川時代に形成されたものであるから、その意味でみれば、「日本の徳川家康は啻に一政府の祖に非ず、我世教中興の教主と称するも過言に非ざる可し」（六一五二）とまで称賛しており、その翌年二月にも『時事新報』社説「改むるに憚ること勿れ」で重ねてふれ、「得失平均の間に恰も一世の人心を籠絡して二百五十余年の太平を維持したるは、徳川政治の極意にして最も巧なるものと云ふ可し」（一二一六一五）と説明している。

右の北条執権政治と徳川幕藩体制の時期において、福沢が最大級の賛辞を呈したのは泰時と家康とであり、泰時には「智勇兼備一世の人傑」と言い、家康には「世界古今絶倫無比の英雄」と言ってほめたたえているが、泰時に賛辞を呈す

る理由はあまりはつきりしておらず、思うに貞永式目（一二三二年制定）にみられる武家社会の「先例」と「道理」をすべての事柄の判断の基準にし、教養の低い武士にもそれを理解徹底せしめたという配慮に対する贊意ではないかと思う。

また家康に対するそれは、本書の執筆からかなりの時間を経過してなされたものであり、その間に起つた状況の変化に則したものとみられ、その理由も伊藤正雄氏は「維新以来久しく政権に長座する薩長藩閥の專制独裁と、藩閥政治家の専恣横暴とに対する諷戒の意があつたことは否定すべくもあるまい」⁽³⁵⁾と述べておられるが、まさに卓見であろうと思う。

以上のような徳川幕府に対する批判とはまた別の角度からなされたものとしては、次に述べるような経済の面からの批判があり、これは福沢の独自の史論として注目すべきものである。まず

徳川の治世二百五十年、国内に寸兵を用ひたることもなきは、万古世界中に比類なき太平と云ふ可し。此世界に比類なき太平の世に居れば、日本の人民愚なりと雖ども、工芸の道開けずと雖ども、仮令ひ其蓄積は徐々たりと雖ども、二百五十年の間には経済の上に長足の進歩を為す可き筈なるに、事実に於て然らざるは何ぞや。（一七八）

という重要な指摘をしていて、たしかに島原の乱（一六三七一八）のあと鎖国体制は完成し、それより二百年後の幕末期にいたるまで戦乱の禍はたえてなく、その間商業・金融資本は多額の蓄積をみたが、それらはあくまで徳川封建体制の枠のなかでの成長であり、封建支配者との商業活動による利益であつて、イギリスのごとき産業革命を経験していない日本においては、資本所有者の利潤追求の欲求は封建体制の枠を突き出しができず、それに寄生するにとどまつてしまつた。そこに封建経済の限界を見出し、鎖国体制下の封建経済を「労症」と言って、日に月に衰弱する慢性疾病にたとえて、「徳川氏二百五十年の治世にも著しき進歩を見ざりしは、所謂経済の労症なる可し」（一七九）と説明している。そしてその理由としては、日本は決して天然の産物は乏しいことはなく、また税法が苛酷であると言つても、その税を海に投げ捨てたわけでないから、当然国内に留まって財源の一部となつてゐるはずである。

然るに今日の有様にて全国の貧なるは何ぞや。必竟財の乏しきに非ず、其財を理するの智力に乏しきなり。其智力の乏しきに非ず、其智力を両断して上下各其一部分を保つが故なり。(一八二)

と述べてその理由を説明している。福沢のこの指摘はまことに鋭いものであるが、幕藩体制の基本姿勢である重農政策への根本的な批判が示されていないのは、精神的な文明史観を主張するかれの限界であろう。

次に戦国末期から織豊政権にかけての敍述をみると、豊臣秀吉に関するものが圧倒的に多い。そのなかで秀吉自身についてするどい論評がなされているのは、第九章の治者と被治者間の隔壁の高さについて述べたところであつて、秀吉が農民足軽の地位から身をおこしついに位人臣をきわめたけれども、

猶在昔尾張の木下藤吉が太閤と為りたれども、尾張の人民は旧の百姓にして其有様を改めざるが如きものは是なり。藤吉は唯百姓の仲間を脱走して武家の党に与みしたるなり。其立身は藤吉一人の立身なり、百姓一般の地位を高くしたるに非ず。(一五五)

と述べて、ヨーロッパにおける市民社会の抬頭や自由都市の成立事情と対比し、秀吉の行為を批判しているが、この秀吉観は福沢の文明史観がよくうかがえるものとして注目したい。

史論として特にとりあげるのは以上のような論考であるが、本書に引用されている多くの日本歴史の記述について、多少疑いをのこす点や明らかに誤りとみなされる箇所にふれて本稿のしめくくりとしたい。

すでに述べたところであるが、日本の中世以降の朝廷と幕府との関係における至尊至強の問題と治者と被治者の対立の問題は、やはり疑義をのこしていると思われる。特に国民はすべて治者と被治者に分かれ、権力はつねに治者の側に偏するというのは古今東西を問わずみられる普遍的事実であつて、別に日本だけに限られたことではない。このことについて

松本芳夫氏は治者は、「時代によつてその階級を異にするのであって、概していえば、古代においては貴族が権力者であ

り、中世においては武家がこれに代り、近世にいたつて平民が抬頭したのであって、（中略）貴族から武士へ、武士から平民へという社会の階級的発展は、日本史においても重大な意義を有するのである。先生が一方では文明の進歩という考〔36〕をもちながら、社会の階級的発展の意義をみとめられなかつたのは、まことに遺憾のきわみである。」と指摘しておられる。

次に仏教の一派である浄土真宗について、「中古一向宗の起るに及ては不思議を云ふこと少なく、其教風都て簡易淡薄を主として亦中古の人文に適し、遂に諸宗を圧倒して独り権力を専らにせり」（一一〇）と言つてゐるが、鎌倉時代以降江戸時代までの寺院勢力の数値的な把握は容易なこととは思われず、福沢の主張は戦国期における一向一揆の頻発を念頭においてのものと思うが、いまのところその説を裏付ける史料は見当らない。また民間に財の蓄積が少ないため、今日に遺る建造物などはすべて專制独裁者の発意であると言い、「稀には水道堀割等の大工を起したこともあるが、決して人民の意に出たるに非ず。唯其時の君相有司の好尚に従ひ、所謂民の疲苦を問ふて其便利を推量したものゝみ。」（一七七）と説いてゐるが、承応二年（一六五三）完成した江戸の玉川上水の開鑿に際して、玉川庄右衛門・清右衛門の請負工事とは言え江戸庶民の発意ではないと断言できるかどうか、多少の疑いがのこる。

最後に、福沢の所論で、今日の日本史の通説では誤りであると考えられるものをあげておく。しかしこれらの誤りは當時まだ日本史の研究が十分でなく、実証的な史書が世に現われていないのであるから、すべて福沢の誤りとは断定できないし、あるいは誤りは承知の上で論旨を強めるため、あえて無視したものもあつたかもしれない。

これらの箇所はすべて第九章「日本文明の由来」においてみられる。まず古代において「全国の土地、人民の身体までも、王室の私有に非ざるはなし」（一五〇）と言うが、氏族制度の下では皇室の支配権は限られたものであつて、その他の土地人民は豪族の私有であつた。また兵農分離の行なわれた時期を光仁天皇宝龜年中とするが（一五〇）、これは頼山陽の『日本外史』卷之一（「源氏前記平氏」^{〔37〕}）や『日本政記』卷之五（光仁天皇の條）^{〔38〕}の説に従つたもので、豊臣秀吉の検地。

刀狩・身分統制令等の行なわれた時期とみるのが今日の通説である。また鎌倉幕府創設期、源頼朝が諸国に守護地頭を配置したが、「諸国の健児の内にて筋目もあり人をも持つ者は守護地頭の職に任じ、以下の者は御家人と称して守護地頭の支配を受け」（一五一）と述べているが、今日では守護地頭もすべて頼朝の御家人と見るべきであり、また中世ヨーロッパにあらわれる自由都市のような独立市民は日本に存在しないと言っているが（一五五）、傭兵により武装して戦国時代を生き抜いた堺の自治組織の存在には触れていない。さらに僧侶は時の政権者の奴隸であって、その威光になびくのみで「古来日本にて宗旨のみの為に戦争に及びしことの極て稀なるを見ても、亦以て信教者の懦弱を窮ひ知る可し」（一五八）と言うが、法然、親鸞、日蓮ははげしい法難にも屈しなかつたし、寺請制度が行なわれて仏教擁護政策が施行されていた徳川時代においてすら、日蓮宗不受不施派のごとく弾圧されなお屈しない例もあり、戦国時代に一向一揆が各地におこり特に加賀一国が一世紀にわたり門徒衆に支配せられたことは有名な事実である。そして学問の世界でも「我国の学問は所謂治者の世界の学問にして、恰も政府の一部分たるに過ぎず。試に見よ、徳川の治世二百五十年の間、国内に学校と称するものは、本政府の設立に非ざれば諸藩のものなり。（中略）国内に学者の社中あるを聞かず」（一六〇）と言うが、学者の社中としては伊藤仁斎・東涯父子の古義堂や、民間の儒者の集まりである大坂の懐徳堂および国学の本居宣長などを忘れてはならないであろう。また「足利尊氏が赤松円心の策を用ひて後伏見帝の宣旨を受け、其子光明天皇を立てたるが如きは」（一六五）とあるなかの、後伏見帝とあるのは光嚴院の誤りであり、其子光明天皇とあるのは、後伏見天皇の皇子ではあるが、光嚴院からみると弟に当たる。この誤りは『讀史余論』に「持明院殿へ院宣を申請し」とある持明院殿を後伏見天皇と解釈したことにあるようである。

以上をもって『文明論之概略』に引用された日本史の記述についての説明を終るが、福沢が本書を執筆するにあたって、座右に備えた日本の歴史書はごく普通の『日本外史』『日本政記』『讀史余論』『太平記』等であり、まれに『釈家官班

記』や『田制沿革考』等を参照したにすぎない。このような通俗史書によって、既述のごとき多くの新解釈を下した福沢の歴史観は、啓蒙的文明史観として高く評価さるべきであろう。

七 結 語

以上によつて、『文明論之概略』の著述目的や、要旨を述べて、福沢の眞の意図するところを明白にし、さらに福沢独自の文明史観がどのような形で日本の歴史事象をとらえているかを究明したのであるが、ちょうど百年前に書かれた本書が、未だに名著の評をほしいままでしてゐるその眞の意味は奈辺にあるのであろうか。その真価を明らかにし、また福沢の思想的遍歴のなかでその意味をとらえて、本稿の結びとしたい。

昭和五十年の今日と、本書の出版された満百年前の明治八年(一八七五)との歴史的状況の変化は、まさに隔世の感があるのであるが、今世紀の初め(明治三十四年・一九〇一)に亡くなった福沢から見れば、およそ予想もつかない変化を國家の歴史において、また国民の思想傾向においてとげてゐると言つてもよいであろう。特に現代社会において、昭和二十年の太平洋戦争の敗戦を契機として、福沢が本書の第二章で指摘した政体の面では、軍国主義より一変して民主国家へと変貌し、国体の面でも、昭和二十六年のサンフランシスコ講和条約に基づいてふたび独立を認められるまで、国体の自主権が確立されていたとは断言がはばかられるであろう。ひとり天皇の血統だけは維持されているが、昨今は天皇制に関する論議が喧しい。⁽³⁹⁾敗戦後三十年を経過していくながらもなおかつ、皮相的・短絡的な傾向を持つ外来文化摂取様式は、未だに払拭されず、一種の国民性として日本人の思想形成の過程の中に遺されているようである。このような時にこそ「民心の改革」をめざす警世の書が必要なのであり、福沢の警告をうけとめ、その思想を発展させることができなかつた現代のわれわれは、百年前の『文明論之概略』に、その啓蒙性を未だに見出しているのである。

また、福沢の思想形成の発展過程において、すでに本稿「上」にふれたように柳田泉は、本書を福沢の「思想的ダム」と評しているが、これはまさに至言であつて、その後の「自國独立論」や天皇・皇室論の起源はすでに本書にふれられてゐるし、また明治十八年以後の所謂「脱亜論」の萌芽も包藏しているのである。福沢のこの「思想的ダム」が放流を始めて下流に拡がる原野をどのように潤してゆくか、ということについてはいづれ稿を改めて述べたいと思う。（昭和五十年十月十九日稿）

（付記）本稿の「六 日本史の記述」の項は、昭和五十年十月十八日開催の三田史学会大会において、「文明論之概略に見える福沢の日本史記述について」と題して、その要旨を研究発表したことがある。

注

- (27) 中井信彦・戸沢行夫「『文明論之概略』の自筆草稿について」（『福沢諭吉年鑑』2、昭和五十年九月刊）
- (28) 小沢栄一『近代日本史学史の研究明治編』一三七頁
参照
- (29) 小泉信三『福沢諭吉』（岩波新書）第四章「福沢の歴史観」
- (30) 神山四郎「福沢諭吉の歴史観」『三田評論』第七四七号、昭和五十年四月刊
- (31) 松本芳夫「歴史家としての福沢先生」『史学』第十三卷三号、昭和九年十一月、のちに『日本史学史』（昭和四十三年慶應通信刊）に再録、および「福沢史学について」（『福沢諭吉全集』第六卷附録、昭和三十四年十月）
- (32) 『神皇正統記』（『日本古典文学大系』岩波書店刊、一七八一八頁）
- (33) 『読史余論』（『新井白石全集』第三、五〇九頁）
- (34) 『日本外史』（『頼山陽全書』全集上、一六八頁）
- (35) 伊藤正雄「さむらひ福沢諭吉」（『福沢諭吉論考』）一八七頁
- (36) 松本芳夫「福沢史学について」（『福沢諭吉全集』第六卷附録）
- (37) 『日本外史』には「光仁桓武之朝。疆場多々事、宝龜中。廷議汰冗兵。殷富百姓。才堪弓馬者。專習武芸。以應徵發。其羸弱者。皆就農業。而兵農全分。」（全集上二頁）とある。
- (38) 『日本政記』には、光仁天皇宝龜十一年の條に「三月并省内外官員。除三閨内要外。量除諸國冗兵。專就農耕。」（全集中八八一九頁）とある。
- (39) 例えば雑誌の特集号としては『世界政経』第三卷第四号（昭和四十九年四月刊）は「天皇論の歴史的展開」を特集し、そのなかで福沢の「帝室論」（明治十五年）を載せ、『歴史読本』第二十卷第一号（昭和五十年新年特別号）は「天皇の日本史」を特集している。

完